

最近の児童家庭施策に対する各種審議会等からの指摘事項

- 社会保障改革大綱（抄）
(平成13年3月30日 政府・与党社会保障改革協議会) 1
- 重点6分野に関する中間とりまとめ（抄）
(平成13年7月24日 総合規制改革会議) 2
- 仕事と子育ての両立支援策の方針について
(平成13年7月6日 閣議決定) 4
- 総合雇用対策（抄）
(平成13年9月20日 産業構造改革・雇用対策本部) 9
- 改革先行プログラム（抄）
(平成13年10月26日 経済財政諮問会議) 11

社会保障改革大綱（抄）

平成十二年三月三十日

政府・与党社会保障改革協議会

一 社会保障改革に当たって（はじめに）

- 現在、我が国においては、二〇一五年には現役世代一人に対し高齢者が一人となる社会になると見込まれるなど、高齢化とともに少子化が急速に進みつつある。さらに、今後の人口構成や子どもの健やかな成長を考え、少子化に的確かつ迅速に対応していく必要があること、健康で豊かな高齢者の増加など国民の生活実態が変化していること、パートタイマーの増加など就労形態が変化してきていることなど、社会保障をとりまく経済社会構造は、大きく変化しており、これらに対応した社会保障の仕組みを構築していくことが喫緊の課題となっている。

二 改革の理念

- （二）安心して子どもを産み育てることができ、家庭や子育てに夢や希望を持てる社会を創る。

三 改革の基本的考え方

- （三）健やかな次世代を育む社会を目指し、子育てと仕事が両立できるよう、総合的な少子化対策を進める

- 1 子育て家庭を社会全体で支援していく観点から、児童手当などについて、これまでもその拡充に努力してきており、さらに子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化など、子育て支援策を推進する。
- 2 育児休業をとりやすく、職場復帰をしやすい環境の整備を進めるなど、仕事と家庭の両立支援対策を充実する。
- 3 低年齢児の受け入れ拡大などにより保育所の入所待機を早急に解消するほか、延長保育など保育サービス、放課後児童の健全育成の推進等の充実を図る。

重点 6 分野に関する中間とりまとめ (抄)

総合規制改革会議

平成 13 年 7 月 24 日

II 各論：重点検討分野における規制改革の進め方

2 福祉・保育等

〔具体的施策〕

(2) 保育サービスの拡充と質的向上

① 認可保育所基準の見直し及びその周知徹底【平成 13 年度より早期かつ逐次実施】

待機児童の多い地域における定員基準の弾力化等を促進する。また、一定の設備に關わる設置基準等については、その見直しを進めるとともに、分園の積極的促進を図ることにより、子どもの幸せを第一に考えてサービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図るべきである。

また、新規参入を促進するためにも、国の設置基準等に、地方公共団体が合理的でない基準を上乗せすることのないよう、さらに、保育需要があるにもかかわらず既存保育所への配慮などから認可保育所への供給を抑制しないよう、既に実施された規制緩和措置については、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図るべきである。

② 公立保育所の民間への運営委託促進【平成 13 年度中に実施】

公立保育所が、民間への事業委託方式を採用した場合、当該民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金の使用に關し、保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図るとともに、積立金の扱いを見直すなど会計処理の柔軟化を進めるべきである。

また、介護施設と同様、PFI 方式を活用することや、地方自治法の特例措置を講ずることなどにより、公設民営を促進すべきである。

③ 認可外保育所に関する基準の設定【直ちに検討を開始し、遅くとも平成14年度中に結論】

施設や経営面で一定の基準を満たす認可外保育所については、法律上、明確な位置付けを与え、これらに対する指導監督制度（例えば、横浜保育室等）を導入するとともに、これらの認可外保育所に対する施設整備費補助について直ちに検討するとともに、長期的には認可保育所も含めた利用者への直接補助について検討するべきである。

他方、経営主体にかかわらず、地方公共団体の立入検査権を明確にし、運営に関する監視体制の強化を図るべきである。また、指導監督基準以下の認可外保育所に対しては営業を認めない、いわば「ライセンス方式」の導入を検討するべきである。

④ 情報公開、第三者評価の推進【平成14年度中に実施】

現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開義務を適切に果たさせるべきである。また、第三者評価を促進する仕組みを整備するべきである。

⑤ 保育所と幼稚園の融合【平成13年度以降逐次実施】

多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設とが施設の共用化（文部省・厚生省による平成10年の指針）を促進し、運営や施設利用の面で一層連携を深める必要がある。また、保育士資格を名称独占化するとともに、幼稚園教員免許との同時取得を一層しやすくするべきである。さらに、多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園における預かり保育の拡充を図るとともに、小学校等の空き教室を活用するべきである。

また、地域の様々な人材を活用し、放課後児童対策（放課後児童健全育成事業など）の充実を図るべきである。

【参考】

(1) 施設介護における多様な経営主体の対等な競争

③ 公設民営の促進【平成13年度中に実施】

地方自治法（第238条の4第1項）では、行政財産の貸付け、交換、売却、譲与等は禁止されているが、これについての特例措置を講ずるなど、公設民営を促進するべきである。また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）第12条第2項では、「公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる」とされており、PFI法が地方自治法に優先すると考えられ、これを活用していくべきである。

仕事と子育ての両立支援策の方針について

〔平成13年7月6日
閣議決定〕

以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。

これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。

なお、実施に当たっては、子供のしあわせを第一に考え、そのためにも、保育、小児医療、教育等の関係者の意見を十分聴きながら、実施することとする。

I. 両立ライフへ職場改革

1 基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や待遇、弹力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

2 具体的目標・施策

- (1) 各企業等の取組に対する支援
 - ・ 事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。
 - ・ 待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。

- ・企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費については、損金に算入する。
- ・女性のキャリアプランの確立の支援に努める。
- ・求人の年齢制限緩和に向けた取組を促進する。

(2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用

- ・育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。

(3) 企業の評価・研修

- ・企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。
- ・各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。

(4) 期間雇用者への対応

- ・事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。

II. 待機児童ゼロ作戦 一最小コストで最良・最大のサービスを-

1 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

2 具体的目標・施策

・待機児童ゼロ作戦

保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、

最小コストでの実現を図る。

- ・ 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。
- ・ 上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。
- ・ 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行なう。

III. 多様で良質な保育サービスを

1 基本方針

- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
- (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。
- (3) 保育や育児に関する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
- (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、現行法令に基づき経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

2 具体的目標・施策

(1) 保育所等のサービスの多様化

- ・ 病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議をすすめる。
- ・ 現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ(62%)の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力

してサービスを実施する。

(2) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・ 駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。

(3) 保育に関する情報の提供

- ・ 保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。
- ・ i-子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。

IV. 必要な地域すべてに放課後児童対策を

1 基本方針

- (1) 大都市周辺部の放課後児童対策が必要な全ての地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。
- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

2 具体的目標・施策

(1) 放課後の居場所拡充計画

放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全国で15000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。

- ・ 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。
- ・ 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

(2) 情報の提供

- ・ 施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立つ

た、わかりやすい形での提供を行う。

V. 地域こぞって子育てを

1 基本方針

- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。
- (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

2 具体的目標・施策

(1) 家族支援サービスの充実

- ・ ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。
- ・ 良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。
- ・ 親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

- ・ 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。
- ・ 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。

(3) 地域における多様な子育て支援の充実

- ・ 地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。
- ・ 保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。

(4) 職住近接のまちづくりの促進

- ・ 若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。

総合雇用対策(才)

～雇用の安定確保と新産業創出を目指して～

〔平成13年9月20日
産業構造改革・雇用対策本部決定〕

I. 雇用の受け皿整備

～新市場・新産業の育成による雇用創出～

1. 新市場の創出

医療福祉、環境などの分野は、我が国新しい市場創出の鍵を握る。競争的・効率的な医療福祉システムや、環境共生型の経済社会の構築などに取り組み、これらの分野の市場を拡大するとともに、質の高いサービスの提供等、国民のニーズに応える。

①保育分野：待機児童ゼロ作戦等の推進（II 6. に後掲）

- 保育所を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の児童の受入れ増を行うことができるよう、PF1の活用等による公設民営の推進等により、これに必要な施設整備を早急に進める。（補正予算要求検討中・14年度要求）
- 駅前保育の推進、空き教室・店舗を活用した保育サービスの提供、認可外保育施設の認可化の促進、幼稚園における預かり保育の推進などを行う。（14年度要求）

○延長保育・休日保育などを積極的に推進する。（14年度要求）

- 分園の設置促進、保育所に係る会計処理の柔軟化、設置基準の見直しの検討及びこれまでの緩和措置の周知徹底を平成13年度中に行うことにより、株式会社等民間による保育サービスの提供を促進する。また、保育士等の柔軟な活用を図る。

- 大都市周辺部を中心に放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として1万5千力所とする（平成14年度に放課後児童クラブを800力所増）ことができるよう、これに必要な放課後児童クラブの早急な施設整備等を行う。（補正予算要求検討中・14年度要求）

II. 雇用のミスマッチ解消

～ 官民の連携強化、能力開発、就業環境の整備 ～

6. 女性が働き続けられる経済社会基盤の構築

子育て支援機能の強化など、女性が安心して、子供を産み育てる
ことができるような社会環境を整備する。

- 地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等
を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミ
リー・サポート・センターの設置を促進する。（14年度要求）
- 待機児童ゼロ作戦等の推進（11. ①の再掲）

III. セーフティネット整備

4. 失業者の生活の安定と就業の促進

失業者の生活の安定と就業の促進を図るため、失業者に対する各種
の支援措置を実施する。

- 保育所の費用徴収基準について、失業により費用負担が困難となっ
た場合、階層区分の変更を行うことができること、また、失業に伴
い求職活動中の者の児童については、保育所の受け入れ対象となるこ
とに關し、通知を発出し、周知徹底する。（逐次実施）

改革先行プログラム(抄)

平成13年10月26日

経済財政諮問会議

3. 構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策

構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策として、国民の利便性の向上、IT革命の進展を踏まえた人材育成、女性をはじめとする個人や民間企業の潜在力の発揮に資するため、以下の施策を推進する。

(3) 保育所待機児童ゼロ作戦の推進及び放課後児童の受入れ体制の整備

・ 保育所待機児童ゼロ作戦の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、待機児童の解消を目指し、保育所を中心に16年度までに15万人の受入れ児童の増大を図るため、保育所整備を早急に進める。

・ 放課後児童の受入れ体制の整備

親が仕事に従事している放課後に児童を受け入れる放課後児童クラブ等の放課後児童の受入れ体制が16年度までに全国で1万5千箇所となるよう、放課後児童クラブ等に利用される拠点を整備する。また、放課後児童の受入れ先として活用される学校施設のうち、特に緊急に安全対策の必要がある学校施設について改築や耐震補強等を行う。